代用血液型輸血の癌を除く

世良博士 大きな功績

熊本医大（教授）世良完介博士は代用血液型[illegible]輸血する場合O型は[illegible]されてゐた血球凝集素の障害なる[illegible]除去法を発見、右除去の際に用ゆる[illegible]又は其の新薬製作にも成功[illegible]して[illegible]をあげたが、[illegible]なること[illegible]研究の効果を日本[illegible]代用法研究[illegible]にも発表して[illegible]の[illegible]を集めた、従来血液型O型を一般給血型とするものと、これを

世良博士

否定するもの二説があり、O型は一般給血型に非ずとの説が新説等にも登載されるなど一面では[illegible]にまで発展したのであるが世良博士に云はすれば双方の説が正しいと同時に、また誤謬であつて深い理を認識してゐない為にこの誤解が生じてゐるのだ、O型を一般給血型として輸血しても何等障害の生じない場合もあり得ると同時に反対の[illegible]を惹き起す場合もあり得るのであつて、これが原因は血液型の[illegible]によつて分れるのである、この[illegible]を無視しての[illegible]は成り立たないわけである[illegible]の如く代用血液型の血清を輸血する場合[illegible]となるのは血清中の凝集素であつて[illegible]の[illegible]にもよるけれど[illegible]血清中の凝集素を[illegible]に扱いで仕[illegible]ばそれが[illegible]なのである、こゝに着眼した世良博士はA型、B型の血清を二[illegible]位まで[illegible]の[illegible]に分離してその一番強力な人から[illegible]（分[illegible]）を[illegible]これを[illegible]の上、O型血清に[illegible]へて輸血を行へば血液中の[illegible]による障害を全く見ずして[illegible]を[illegible]し得ることを[illegible]より立証したもので[illegible]の[illegible]に供するため[illegible]の[illegible]、或は[illegible]の有効分は[illegible]として貯へることも成功してゐるは[illegible]の[illegible]に加へねばならぬ今日代用血液型輸血の[illegible]

[illegible]用品、ベルト、ホース、パッキング等[illegible]工業用品としてのゴムの需要は非常に多い、従つて地下足袋等にはまはりかねる[illegible]革靴も軍需用品、ベルト、ペッチング等に使用されることが多い

紙 紙の原料たる[illegible]が[illegible]需用として必要であり、これがために[illegible]子紙は少く昨年は二百に一本程度の配給であつた、[illegible]紙の不足は[illegible]の原因の少いことにも原因してゐる

下駄 [illegible]下駄は二億五千[illegible]足位作られこれに要する木材は二百五十萬石以上であつた、その木材が軍需要が多く自然下駄の方にまはらない様になつた

明朗な配給方法を執れ

大宅[illegible]

[illegible]局の推移と共に[illegible]する[illegible]の[illegible]に即應して[illegible]指定衣料品の配給が実施せられることになつたが、その狙ひは決戦下国民衣生活の安定確保にあるので配給業者としては率つてこれに全幅の協力を致し其の[illegible]目的達成に努めなければならない、特に此の指定衣料品配給所を担当

なく[illegible]に人口比率に[illegible]つてゐることは[illegible]の物資配給と大いに趣を異にしてゐるところで一般の周知徹底を切望する、申すまでもなく割当てに当つては町内会長、隣保組長はよく町内会或ひは隣保組の実情を調査し真に公平な割当をなされん事を念願する次第である、一方消費者側にお願ひしたいのは指定衣料品は切符[illegible]品の代用に当つては現下の[illegible]をよく認識して退蔵衣料を活用し[illegible]工夫を凝らして頂きたい、[illegible]指定衣料配給の実施について[illegible]大体準備も進捗したので本月中旬には[illegible]出来るものと思つてゐる

配給業者は親切叮嚀で

熊本市[illegible]小[illegible]組合長

指定衣料品の配給所開設に当つて組合として最も重要なことは配給所が国家の代行機関として[illegible]の公共性を帯びてゐる事で[illegible]配給業務に従事する者はこの意味をよく理解することが最も必要な事である、そこで本組合では[illegible]配給所[illegible]所主任の意見を求めて指定衣料配給業務に関する講習会を開き其の[illegible]目の徹底を図ると同時に配給所主任に対しては、此主任から[illegible]に対して[illegible]ふやう[illegible]ひしてゐる次第である、個人[illegible]を[illegible]

つて欲しいものである、[illegible]配給[illegible]とつて[illegible]に長々と行列をつくらせる[illegible]は[illegible]非[illegible]けて[illegible]ひたい、一方消費者側でも[illegible]衣料品で[illegible]やり[illegible]ねばならぬ現状を[illegible]理解せられ[illegible]の[illegible]でやつて頂きたい、又[illegible]の方々もどこど[illegible]も公平な立場でやつて頂きたいと[illegible]する次第である、そして初めてお互ひ[illegible]衣生活の安定を期し得ると信ずる

麦供出評定

熊本市[illegible]小組合会議

熊本市では、七日午前九時から市[illegible]内[illegible]実行小組合会議を城東国民学校に召集して麦供出の完全[illegible]について大評定をなした、同日市側から平野市長、木見田助役など出席し、本年度の麦供出が遅々として進捗しない点を取りあげ、国[illegible]に[illegible]へて今直ちに未供出の分を完納して貰ひたいと要望した、これに対し各実行小組合側では決戦完[illegible]のためにあらゆる[illegible]を克服して供出の[illegible]をあげやうと[illegible]ひ市当局を満足させた

防空演藝脚本に入選

熊本師團[illegible]部下川[illegible]

大日本防空協会が[illegible]募集中だつた防空演藝脚本は[illegible]作品八十八編中から左の三編が入選と決定、六日発表された、[illegible]作一編[illegible]作二編[illegible]作品は[illegible]な時期に上演する[illegible]である、[illegible]を出した下川氏は[illegible]

真心で迎られた 山鹿の疎開學童

熊本縣[illegible]本部に疎開する[illegible]は途中まで出迎への石[illegible]と共に七日未明、木下[illegible]に[illegible]いた、松尾[illegible]長、[illegible]上益城郡[illegible]町長、高瀬村長、[illegible]会員等の代表者が[illegible]なる[illegible]をなし、同日朝の熊本[illegible]一番列車で山鹿町に向うた、[illegible]行にでも行くやうな明らかさ

[illegible]方政君[illegible]氏は[illegible]利[illegible]に参加、[illegible]々の武勲を[illegible]て勲八等を有する勇士だが、去る昭和十年春、[illegible]局[illegible]に[illegible]職、[illegible]に保険事業には[illegible]る熱心な保険は身の為め国の為めを説いて[illegible]く[illegible]管内各戸を訪問、[illegible]局保険[illegible]に奔走し[illegible]定[illegible]局で一ケ年二百件以上の[illegible]を挙げた[illegible]局員表彰、[illegible]依り安方君は[illegible]八ケ年[illegible]を受けた[illegible]保険、貯金[illegible]に[illegible]身する[illegible]勇士である（[illegible]方君）

二人組の[illegible]

作田元[illegible]村長

隣組長は配給を適正に

大[illegible]会長

城東分會 簡閲點呼

及葉山一行が 農業戦士慰問

肺[illegible] ばい菌で困る人へ 私の治療薬を教へる

高級住宅[illegible]

女子事務員[illegible]

九州[illegible]

眼病[illegible]

りん病[illegible]

河童大[illegible]

映画[illegible]

生徒募集

[illegible]勝の[illegible]体力